



愛媛県報

平成15年5月16日金曜日 第1457号

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇

○ 新たに生じた土地の確認（明浜町）.....	583
○ 字の区域の変更（"）.....	583
○ 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	583
○ 土地改良区役員の就退任の届出（13件）.....	584
○ 新たな土地改良事業の施行の認可（8件）.....	589
○ 町営土地改良事業の施行の同意.....	590
○ 市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	590
○ 道路の区域変更（県道永木内子線）.....	590
○ 道路の供用開始（"）.....	590
○ 道路の区域変更（県道串内子線）.....	590
○ 道路の区域変更（県道大洲長浜線外）.....	591
○ 道路の供用開始（"）.....	591
○ 道路の供用開始（県道鳥首五十崎線）.....	591
○ 道路の区域変更（県道河辺野村線）.....	591
○ 道路の供用開始（"）.....	592
○ 道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	592
○ 道路の供用開始（"）.....	592
○ 道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	592
○ 道路の供用開始（"）.....	593
○ 開発行為に関する工事の完了.....	593

公 告

○ 愛媛県インターネット回線専用サービスの調達.....	593
------------------------------	-----

任 免 辞 令

○ 井上和美外.....	594
--------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、明浜町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、明浜町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成15年5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
明浜町大字宮野浦甲6、甲7の1、甲9の2+乙2の3+乙2の4+乙2の6+乙4、甲48の1、甲48の2、甲308、甲310の6、乙1の2、乙2の1、乙2の2、乙2の7、乙2の9及び乙2の11の地先	537 29
明浜町大字高山甲2887の3、甲2887の5、甲2889の1、甲2889の2、甲2889の4及び甲2893の2の地先	113 45

明浜町大字高山甲2889の1、甲2889の2、甲2893の2、甲2974、甲3320の10及び甲3320の11の地先	152 29
--	--------

○愛媛県告示第1124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、明浜町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成15年5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字宮野浦	明浜町大字宮野浦甲6、甲7の1、甲9の2+乙2の3+乙2の4+乙2の6+乙4、甲48の1、甲48の2、甲308、甲310の6、乙1の2、乙2の1、乙2の2、乙2の7、乙2の9及び乙2の11の地先公有水面埋立地	537 29
大字高山	明浜町大字高山甲2887の3、甲2887の5、甲2889の1、甲2889の2、甲2889の4及び甲2893の2の地先公有水面埋立地	113 45
大字高山	明浜町大字高山甲2889の1、甲2889の2、甲2893の2、甲2974、甲3320の10及び甲3320の11の地先公共空地	152 29

○愛媛県告示第1125号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労働課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ中央店
松山市中央一丁目 876 番地 1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルナカ
香川県高松市円座町1001番地
代表取締役 中山芳彦
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルナカ
香川県高松市円座町1001番地
代表取締役 中山芳彦

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成16年 1月11日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,741平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
68台
イ 駐輪場の収容台数
50台
ウ 荷さばき施設の面積
53.55平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
31.88立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後12時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時40分から午前0時20分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる
時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成15年 4月30日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1126号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 5月16日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	久 保 慶 朝	新居浜市星原町 4 - 17

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 栄	新居浜市外山町11 - 12

○愛媛県告示第1127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市中村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 5月16日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	坂 上 保	新居浜市中村松木 2 丁目 9 - 50
"	伊 藤 忠	新居浜市土橋 1 丁目 10 - 13

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 唯 男	新居浜市中村 1 丁目 10 - 36

○愛媛県告示第1128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東予市国安土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 5月16日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 勝 茂	東予市国安744番地
"	青 野 久	東予市高田10番地の 2
"	青 野 孝 志	東予市高田716番地
"	才 田 稔	東予市国安1335番地の 1
"	長 井 茂 夫	東予市高田890番地
"	松 木 浩	東予市高田867番地
"	青 野 昭二郎	東予市高田673番地の 2
"	田 口 保 富	東予市国安81番地の 1
"	越 智 一 夫	東予市国安10番地
"	田 口 研 志	東予市国安1165番地の 3
"	村 上 一	東予市新市648番地の 1
"	膳 忠 久	東予市新市573番地の 1
"	杉 田 國 夫	東予市桑村334番地の 2
監 事	木 原 茂	東予市新市526番地の 1
"	高 瀬 清 文	東予市高田794番地

川 又 清 司	東予市国安935番地
渡 邊 一 夫	東予市桑村285番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 島 一 雄	東予市高田682番地の 1
〃	藤 原 光 義	東予市高田726番地の 1
〃	長 井 哲 夫	東予市高田884番地の 2
〃	青 野 清 定	東予市高田807番地の 1
〃	杉 野 一 造	東予市国安961番地の 3
〃	越 智 勝 茂	東予市国安744番地
〃	越 智 一 夫	東予市国安10番地
〃	田 口 保 富	東予市国安81番地の 1
〃	才 田 稔	東予市国安1335番地の 1
〃	杉 田 國 夫	東予市桑村334番地の 2
〃	村 上 一	東予市新市648番地の 1
〃	藤 岡 夏 兼	東予市新市604番地の 2
〃	青 野 久	東予市高田10番地の 2
監 事	岸 田 芳 清	東予市国安811番地
〃	飯 尾 竹一郎	東予市新町95番地の 2
〃	青 野 昭二郎	東予市高田673番地の 2
〃	渡 邊 一 夫	東予市桑村285番地

○愛媛県告示第1129号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市伊台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 川 孝 一	松山市下伊台町801
〃	玉 井 義 明	松山市下伊台町1815
〃	新 藤 宗 丸	松山市上伊台町850 - 3
〃	西 山 満 廣	松山市下伊台町1408
〃	池 内 勝 人	松山市下伊台町1552
〃	神 野 健	松山市下伊台町1196
〃	吉 田 清 美	松山市下伊台町462 - 2
〃	宮 崎 富 一	松山市下伊台町474
〃	谷 久 富士男	松山市下伊台町809 - 2
〃	中 山 忠 昭	松山市上伊台町706
〃	松 浦 景 一	松山市上伊台町912 - 4
〃	木 戸 正 明	松山市上伊台町160
〃	中 野 耕 治	松山市上伊台町142
監 事	白 石 信 夫	松山市上伊台町133
〃	重 松 一 広	松山市下伊台町1733 - 2
〃	三 好 彰	松山市上伊台町457 - 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 川 孝 一	松山市下伊台町801
〃	吉 田 清 美	松山市下伊台町462 - 2
〃	山 内 米 一	松山市下伊台町1183 - 1
〃	谷 久 富士男	松山市下伊台町809 - 2
〃	和 田 忠 夫	松山市下伊台町305
〃	片 山 和 雄	松山市下伊台町373 - 1
〃	西 山 満 廣	松山市下伊台町1408
〃	池 内 勝 人	松山市下伊台町1552
〃	白 石 信 夫	松山市上伊台町133
〃	大 北 政 勝	松山市上伊台町854 - 1
〃	山 本 唯 利	松山市上伊台町644
〃	中 野 博	松山市上伊台町145
〃	岡 宮 寿	松山市上伊台町874 - 1
監 事	山 本 征 寿	松山市下伊台町1018
〃	神 野 健	松山市下伊台町1196
〃	西 崎 伸 承	松山市上伊台町744 - 1

○愛媛県告示第1130号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市梅本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 貞 哲 美	松山市北梅本町3123
〃	宮 内 英 世	松山市北梅本町2642
〃	家 久 一 徳	松山市北梅本町2304
〃	森 貞 幹 夫	松山市北梅本町2335
〃	宮 内 恵 助	松山市北梅本町929 - 2
〃	重 松 博	松山市北梅本町3402
〃	森 貞 和 男	松山市北梅本町44
〃	宮 内 正 臣	松山市北梅本町754
〃	松 本 利 雄	松山市平井町3595
〃	宮 内 直 利	松山市南梅本町476
〃	家 久 英 雄	松山市南梅本町756
〃	渡 部 敏 彦	松山市南梅本町394
〃	宮 内 正 義	松山市南梅本町787
〃	渡 部 寛 一	松山市南梅本町926
〃	桑 原 英 信	松山市南梅本町863
〃	久 保 邦 雄	松山市南梅本町1133
〃	野 村 忠 政	松山市水泥町643
〃	岡 本 富士広	温泉郡重信町西岡950 - 3
監 事	家 久 忠 正	松山市北梅本町2023
〃	宮 内 賢 三	松山市南梅本町630

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 貞 哲 美	松山市北梅本町3123

〃	森 貞 幹 夫	松山市北梅本町2335
〃	宮 内 修	松山市北梅本町2464
〃	八 木 義 則	松山市北梅本町2318
〃	宮 内 恵 助	松山市北梅本町929 - 2
〃	宮 内 正 臣	松山市北梅本町754
〃	堀 内 公	松山市北梅本町3362 - 2
〃	重 松 博	松山市北梅本町3402
〃	宮 内 直 利	松山市南梅本町476
〃	渡 部 敏 彦	松山市南梅本町394
〃	家 久 英 雄	松山市南梅本町756
〃	桑 原 英 信	松山市南梅本町863
〃	渡 部 幸 重	松山市南梅本町807
〃	大 西 八 郎	松山市南梅本町833
〃	久 保 邦 雄	松山市南梅本町1133
〃	野 村 忠 政	松山市水泥町643
〃	松 本 利 雄	松山市平井町3595
〃	岡 本 富士広	温泉郡重信町西岡950 - 3
監 事	家 久 忠 正	松山市北梅本町2023
〃	宮 内 賢 三	松山市南梅本町630

○愛媛県告示第1131号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市和気浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳 野 英 治	松山市和気町 1 丁目197
〃	芳 野 勝 志	松山市和気町 2 丁目949
〃	芳之内 高 夫	松山市和気町 1 丁目198
〃	芳 野 宏 史	松山市和気町 1 丁目120 - 1
〃	芳 野 徹	松山市和気町 1 丁目219
〃	芳 野 速	松山市和気町 2 丁目1026 - 3
〃	芳之内 重 信	松山市和気町 2 丁目1007
〃	河 内 正 利	松山市和気町 2 丁目1033
監 事	岡 本 常 紀	松山市和気町 1 丁目 2 - 1
〃	芳 野 省 三	松山市和気町 1 丁目199
〃	芳 野 晴	松山市和気町 2 丁目949

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	芳 野 英 治	松山市和気町 1 丁目197
〃	芳 野 勝 志	松山市和気町 2 丁目949
〃	芳 野 速	松山市和気町 2 丁目1026 - 3
〃	芳 野 徹	松山市和気町 1 丁目219
〃	芳之内 重 信	松山市和気町 2 丁目1007
〃	河 内 正 利	松山市和気町 2 丁目1033
〃	芳之内 高 夫	松山市和気町 1 丁目198
〃	芳 野 宏 史	松山市和気町 1 丁目120 - 1
監 事	芳 野 晴	松山市和気町 2 丁目949

〃	岡 本 常 紀	松山市和気町 1 丁目 2 - 1
〃	芳 野 省 三	松山市和気町 1 丁目199

○愛媛県告示第1132号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信町北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 喜 良	温泉郡重信町大字西岡454番地
〃	山 内 偉 雄	温泉郡重信町大字西岡1368番地
〃	和 田 義 正	温泉郡重信町大字西岡136番地
〃	和 田 健 治	温泉郡重信町大字西岡176番地
〃	佐 伯 清 美	温泉郡重信町大字志津川1645番地
〃	渡 部 正 信	温泉郡重信町大字志津川1298番地 2
〃	和 田 吉 人	温泉郡重信町大字志津川1469番地 1
〃	氏 家 武 雄	温泉郡重信町大字横河原184番地
〃	高須賀 四 郎	温泉郡重信町大字志津川1813番地 2
〃	松 本 哲 郎	温泉郡重信町大字志津川1868番地
監 事	松 本 弘 之	温泉郡重信町大字西岡769番地
〃	末 光 良 男	温泉郡重信町大字志津川1417番地
〃	末 光 榮次郎	温泉郡重信町大字志津川611番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 西 喜 良	温泉郡重信町大字西岡454番地
〃	山 内 偉 雄	温泉郡重信町大字西岡1368番地
〃	野 村 良 作	温泉郡重信町大字西岡1211番地 1
〃	松 本 貢 一	温泉郡重信町大字西岡754番地
〃	佐 伯 清 美	温泉郡重信町大字志津川1645番地
〃	武 智 昭 一	温泉郡重信町大字志津川1692番地
〃	池 川 柳 太	温泉郡重信町大字志津川1429番地
〃	松 本 哲 郎	温泉郡重信町大字志津川1868番地
〃	高須賀 四 郎	温泉郡重信町大字志津川1813番地 2
〃	和 田 吉 人	温泉郡重信町大字志津川1469番地 1
監 事	河 合 国 雄	温泉郡重信町大字志津川1827番地 3
〃	氏 家 武 雄	温泉郡重信町大字横河原184番地
〃	大 西 勝 彦	温泉郡重信町大字西岡870番地

○愛媛県告示第1133号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信町南野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	束 村 賢 三	温泉郡重信町大字南野田230番地 2
"	明 賀 正 宏	温泉郡重信町大字南野田330番地
"	坂 本 武 義	温泉郡重信町大字南野田283番地
"	高 橋 幾 八	温泉郡重信町大字南野田43番地
"	明 賀 優	温泉郡重信町大字南野田265番地
"	樋 口 正 憲	温泉郡重信町大字南野田342番地
"	大 川 正 敏	温泉郡重信町大字南野田473番地
"	明 賀 功	温泉郡重信町大字南野田538番地 3
"	東 鬼志雄	温泉郡重信町大字北野田389番地 1
"	佃 忠 明	温泉郡重信町大字南野田723番地
"	大 川 宣 敏	温泉郡重信町大字南野田610番地 3
"	桐 野 彰 紀	温泉郡重信町大字南野田644番地
監 事	大 西 輝 美	温泉郡重信町大字南野田160番地
"	束 村 正 嗣	温泉郡重信町大字南野田231番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	束 村 賢 三	温泉郡重信町大字南野田230番地 2
"	明 賀 正 宏	温泉郡重信町大字南野田330番地
"	坂 本 武 義	温泉郡重信町大字南野田283番地
"	高 橋 幾 八	温泉郡重信町大字南野田43番地
"	明 賀 優	温泉郡重信町大字南野田265番地
"	樋 口 正 憲	温泉郡重信町大字南野田342番地
"	大 川 正 敏	温泉郡重信町大字南野田473番地
"	小 林 信 男	温泉郡重信町大字南野田564番地
"	東 鬼志雄	温泉郡重信町大字北野田389番地 1
"	佃 進	温泉郡重信町大字南野田754番地 4
"	大 川 宣 敏	温泉郡重信町大字南野田610番地 3
"	永 田 伸 康	温泉郡重信町大字南野田639番地 3
監 事	大 西 輝 美	温泉郡重信町大字南野田160番地
"	束 村 正 嗣	温泉郡重信町大字南野田231番地

○愛媛県告示第1134号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信町西岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 東 正 雄	温泉郡重信町大字西岡1068番地 2
"	松 下 通	温泉郡重信町大字西岡65番地 1
"	和 田 義 正	温泉郡重信町大字西岡136番地
"	和 田 健 治	温泉郡重信町大字西岡176番地
"	丹生谷 則 篤	温泉郡重信町大字西岡130番地
"	大 西 喜 良	温泉郡重信町大字西岡454番地
"	大 西 勝 彦	温泉郡重信町大字西岡870番地
"	山 内 偉 雄	温泉郡重信町大字西岡1368番地
"	北 岡 傳	温泉郡重信町大字西岡959番地

"	岡 本 文美雄	温泉郡重信町大字西岡784番地 2
監 事	山 田 孝 文	温泉郡重信町大字西岡147番地
"	松 本 弘 之	温泉郡重信町大字西岡769番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 村 良 作	温泉郡重信町大字西岡1211番地 1
"	和 田 文 暢	温泉郡重信町大字西岡1409番地
"	和 田 義 晴	温泉郡重信町大字西岡183番地
"	大 西 喜 良	温泉郡重信町大字西岡454番地
"	山 内 偉 雄	温泉郡重信町大字西岡1368番地
"	岡 本 親 春	温泉郡重信町大字西岡782番地
"	松 本 貢 一	温泉郡重信町大字西岡754番地
"	宮 本 正	温泉郡重信町大字西岡765番地
"	丹生谷 則 篤	温泉郡重信町大字西岡130番地
"	掛 水 昇	温泉郡重信町大字西岡853番地
監 事	野 村 貴 道	温泉郡重信町大字西岡1002番地
"	大 西 勝 彦	温泉郡重信町大字西岡870番地

○愛媛県告示第1135号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信町北野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	温泉郡重信町大字北野田230番地
"	安 井 浩 二	温泉郡重信町大字北野田152番地
"	東 倉 又 計	温泉郡重信町大字北野田111番地 1
"	岡 田 武 範	温泉郡重信町大字北野田319番地
"	野 口 誠	温泉郡重信町大字北野田162番地 1
"	牧 秀 宣	温泉郡重信町大字北野田663番地
"	相 原 宏 徳	温泉郡重信町大字北野田652番地
"	松 田 宣 武	温泉郡重信町大字北野田632番地
"	八 塚 長 規	温泉郡重信町大字北野田838番地
"	八 塚 利 治	温泉郡重信町大字北野田778番地
監 事	相 原 秀 行	温泉郡重信町大字北野田794番地
"	明 賀 英 樹	温泉郡重信町大字北野田117番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	温泉郡重信町大字北野田230番地
"	安 井 浩 二	温泉郡重信町大字北野田152番地
"	東 倉 又 計	温泉郡重信町大字北野田111番地 1
"	野 口 誠	温泉郡重信町大字北野田162番地 1
"	相 原 宏 徳	温泉郡重信町大字北野田652番地
"	松 田 宣 武	温泉郡重信町大字北野田632番地
"	八 塚 長 規	温泉郡重信町大字北野田838番地
"	八 塚 利 治	温泉郡重信町大字北野田778番地

〃	牧 秀 宣	温泉郡重信町大字北野田663番地
監 事	野 口 幸 男	温泉郡重信町大字北野田307番地
〃	相 原 秀 行	温泉郡重信町大字北野田794番地

○愛媛県告示第1136号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信町志津川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 省 三	温泉郡重信町大字志津川514番地
〃	和 田 吉 人	温泉郡重信町大字志津川1469番地 1
〃	高 塚 三 朗	温泉郡重信町大字志津川583番地 1
〃	渡 部 正 信	温泉郡重信町大字志津川1298番地 2
〃	佐 伯 清 美	温泉郡重信町大字志津川645番地
〃	武 智 昭 一	温泉郡重信町大字志津川692番地
〃	水 田 康 雄	温泉郡重信町大字志津川1394番地 3
〃	宮 倉 忠 徳	温泉郡重信町大字志津川1531番地
〃	高須賀 四 郎	温泉郡重信町大字志津川813番地 2
〃	氏 家 武 雄	温泉郡重信町大字横河原184番地
〃	浅 倉 光 浩	温泉郡重信町大字志津川1721番地 2
〃	伊 藤 正 夫	温泉郡重信町大字志津川1822番地
〃	松 本 哲 郎	温泉郡重信町大字志津川1868番地
監 事	未 光 榮次郎	温泉郡重信町大字志津川611番地
〃	未 光 良 男	温泉郡重信町大字志津川1417番地 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	氏 家 武 雄	温泉郡重信町大字横河原184番地
〃	和 田 吉 人	温泉郡重信町大字志津川1469番地 1
〃	森 省 三	温泉郡重信町大字志津川514番地
〃	高 塚 三 朗	温泉郡重信町大字志津川583番地 1
〃	佐 伯 清 美	温泉郡重信町大字志津川645番地
〃	武 智 昭 一	温泉郡重信町大字志津川692番地
〃	岩 川 朝 常	温泉郡重信町大字志津川596番地
〃	池 川 柳 太	温泉郡重信町大字志津川1429番地
〃	高須賀 四 郎	温泉郡重信町大字志津川813番地 2
〃	水 田 康 雄	温泉郡重信町大字志津川1394番地 3
〃	松 本 哲 郎	温泉郡重信町大字志津川1868番地
〃	伊 藤 正 夫	温泉郡重信町大字志津川1822番地
〃	青 木 兼 一	温泉郡重信町大字志津川1780番地
監 事	中 村 正 昭	温泉郡重信町大字志津川519番地
〃	河 合 国 雄	温泉郡重信町大字志津川1827番地 3

○愛媛県告示第1137号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、重信町牛渕上井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 北 守	温泉郡重信町大字牛渕1451番地
〃	大 西 良 孝	温泉郡重信町大字牛渕763番地
〃	大 西 茂 徳	温泉郡重信町大字牛渕573番地
〃	井 門 恒	温泉郡重信町大字牛渕663番地
〃	大 北 正 明	温泉郡重信町大字牛渕1502番地
〃	高須賀 明	温泉郡重信町大字牛渕1296番地
〃	安 井 務	温泉郡重信町大字牛渕588番地 1
〃	大 北 英 明	温泉郡重信町大字牛渕1300番地
〃	由 井 昂	温泉郡重信町大字牛渕1555番地
〃	戒 能 久 志	温泉郡重信町大字牛渕1555番地
監 事	大 北 平 太	温泉郡重信町大字牛渕1531番地 1
〃	八 木 里 美	温泉郡重信町大字牛渕773番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 北 守	温泉郡重信町大字牛渕1451番地
〃	大 西 良 孝	温泉郡重信町大字牛渕763番地
〃	大 西 茂 徳	温泉郡重信町大字牛渕573番地
〃	井 門 恒	温泉郡重信町大字牛渕663番地
〃	大 北 正 明	温泉郡重信町大字牛渕1502番地
〃	高須賀 明	温泉郡重信町大字牛渕1296番地
〃	安 井 務	温泉郡重信町大字牛渕588番地 1
〃	大 北 英 明	温泉郡重信町大字牛渕1300番地
〃	由 井 昂	温泉郡重信町大字牛渕1555番地
〃	由 井 雄 三	温泉郡重信町大字牛渕1555番地
監 事	大 北 平 太	温泉郡重信町大字牛渕1531番地 1
〃	八 木 里 美	温泉郡重信町大字牛渕773番地

○愛媛県告示第1138号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、保内町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 上 俊 明	西宇和郡保内町喜木 1 番耕地774番地
〃	植 田 功 二	西宇和郡保内町喜木 2 番耕地137番地 3
〃	中 岡 則 光	西宇和郡保内町喜木 3 番耕地131番地
〃	都 築 真 二	西宇和郡保内町須川446番地
〃	山 本 義 行	西宇和郡保内町須川1758番地
〃	矢 野 福 雄	西宇和郡保内町川之石 4 番耕地83番地
〃	久 保 勇	西宇和郡保内町川之石12番耕地122番地

〃	河 野 巖	西宇和郡保内町宮内12番耕地53番地
〃	大久保 則 正	西宇和郡保内町宮内 1 番耕地533番地
〃	国 安 克 哉	西宇和郡保内町宮内 4 番耕地768番地
〃	上 田 義 一	西宇和郡保内町宮内10番耕地149番地
〃	平 家 功	西宇和郡保内町宮内 6 番耕地278番地
〃	菊 池 通 晃	西宇和郡保内町宮内 4 番耕地236番地
〃	白 石 善 輝	西宇和郡保内町宮内 1 番耕地677番地
〃	宮 竹 萬治郎	西宇和郡保内町磯崎1301番地 2
〃	増 田 澄 夫	西宇和郡保内町磯崎1787番地
〃	中 野 富 夫	西宇和郡保内町喜木津 2 番耕地338番地 1
〃	村 上 稔	西宇和郡保内町広早322番地 3
〃	二 宮 通 明	西宇和郡保内町喜木 3 番耕地224番地
〃	住 和 信	西宇和郡保内町宮内 2 番耕地987番地
監 事	二 宮 一 郎	西宇和郡保内町須川1282番地 2
〃	魚 崎 清 則	西宇和郡保内町川之石13番耕地17番地
〃	田鶴谷 寛	西宇和郡保内町宮内 5 番耕地320番地 1
〃	二 宮 敏 行	西宇和郡保内町喜木津 2 番耕地902番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 上 英 機	西宇和郡保内町喜木 3 番耕地276番地
〃	井 上 榮	西宇和郡保内町喜木 2 番耕地120番地 3
〃	鎌 田 博 行	西宇和郡保内町喜木 1 番耕地744番地 2
〃	毛 利 重 樹	西宇和郡保内町須川2097番地
〃	山 本 義 行	西宇和郡保内町須川1758番地
〃	水 口 征 男	西宇和郡保内町川之石12番耕地 1 番地 2
〃	清 水 設 二	西宇和郡保内町川之石 4 番耕地86番地
〃	魚 崎 清 則	西宇和郡保内町川之石13番耕地17番地 1
〃	菊 池 功	西宇和郡保内町宮内 2 番耕地279番地
〃	二 宮 不二男	西宇和郡保内町宮内 4 番耕地13番地 1
〃	二 宮 勝 年	西宇和郡保内町宮内 9 番耕地116番地
〃	菊 池 定 夫	西宇和郡保内町宮内 6 番耕地117番地 1
〃	玉 井 健 次	西宇和郡保内町宮内 5 番耕地163番地
〃	白 石 和 徳	西宇和郡保内町宮内 1 番耕地616番地 3
〃	宮 竹 萬治郎	西宇和郡保内町磯崎1301番地 2
〃	増 田 澄 夫	西宇和郡保内町磯崎1787番地
〃	大 西 保 固	西宇和郡保内町喜木津 2 番耕地234番地
〃	柴 田 瀧 義	西宇和郡保内町広早179番地
〃	二 宮 通 明	西宇和郡保内町喜木 3 番耕地224番地

〃	中 岡 庸 治	西宇和郡保内町喜木 3 番耕地128番地 1
監 事	曾 我 和 彦	西宇和郡保内町須川487番地
〃	鳥 井 徳 則	西宇和郡保内町川之石 2 番耕地92番地
〃	二 宮 富士雄	西宇和郡保内町宮内 4 番耕地63番地 1
〃	西 野 守 雄	西宇和郡保内町磯崎1387番地

○愛媛県告示第1139号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町土居土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・垣ノ内地区）の施行を平成15年 5 月 2 日認可した。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1140号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町土居土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中原地区）の施行を平成15年 5 月 2 日認可した。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1141号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・郷戸川地区）の施行を平成15年 5 月 2 日認可した。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1142号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・薬師地区）の施行を平成15年 5 月 2 日認可した。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1143号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・樋ノ口揚水地区）の施行を平成15年 5 月 2 日認可した。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1144号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな

土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東新開地区）の施行を平成15年 5 月 2 日認可した。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1145号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大和 1 号地区）の施行を平成15年 5 月 2 日認可した。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1146号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮の下幹線地区）の施行を平成15年 5 月 2 日認可した。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1147号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の

規定により、土居町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・西森地区）の施行に平成15年 5 月 7 日同意した。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1148号

川之江市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業整備事業（農道）・麓地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・麓地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成15年 5 月19日から 6 月13日まで
- 縦覧場所
川之江市役所

○愛媛県告示第1149号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	永木内子線	伊予郡中山町大字中山申406番 1 地先から 同大字末923番 7 まで	旧	メートル 5.8～11.0	キロメートル 0.108	
			新	16.6～63.2	0.111	

○愛媛県告示第1150号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	永木内子線	伊予郡中山町大字中山申406番 1 地先から 同大字末923番 7 まで	平成15年 5 月16日

○愛媛県告示第1151号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	串内子線	伊予郡双海町大字串字大畑甲301番 3 から 同大字字ムロヤ乙770番 1 まで	旧	メートル 14.0～64.5	キロメートル 0.130	
			新	14.0～64.5	0.130	

○愛媛県告示第1152号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市若宮字井ノウエ349番12から 同字340番 9 まで	旧	メートル 4.2～10.2	キロメートル 0.103	
			新	9.5～10.9	0.103	
"	長浜中村線	大洲市若宮字井ノウエ346番 2 から 同字346番12まで	旧	9.0～ 9.6	0.019	
			新	15.0～24.7	0.019	

○愛媛県告示第1153号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲市若宮字井ノウエ349番12から 同字340番 9 まで	平成15年 5月16日
"	長浜中村線	大洲市若宮字井ノウエ346番 2 から 同字346番12まで	"

○愛媛県告示第1154号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥首五十崎線	喜多郡五十崎町大字古田甲1223番 3 から 同大字甲1259番 2 まで	平成15年 5月16日

○愛媛県告示第1155号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡河辺村大字横山66番 2 から 同大字68番 2 まで	旧	メートル 4 8 ~ 16 8	キロメートル 0 .092	
			新	9 2 ~ 28 8	0 .092	

○愛媛県告示第1156号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡河辺村大字横山66番 2 から 同大字68番 2 まで	平成15年 5 月16日

○愛媛県告示第1157号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町大江字ヒトコ1732番 5 から 同字片白1665番 2 まで	旧	メートル 4 8 ~ 17 0	キロメートル 0 280	
			新	12 0 ~ 37 0	0 280	

○愛媛県告示第1158号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町大江字ヒトコ1732番 5 から 同字片白1665番 2 まで	平成15年 5 月16日

○愛媛県告示第1159号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5 月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	東宇和郡野村町大字予子林5697番 4 から 同大字5724番 4 まで	旧	メートル 16 0 ~ 30 8	キロメートル 0 .085	
			新	24 0 ~ 32 3	0 .085	

"	"	東宇和郡野村町大字予子林5724番 4 から 同大字5726番 2 まで	旧	18.1 ~ 41.7	0.055	
			新	18.1 ~ 41.7 12.9 ~ 15.7	0.055 0.040	
"	"	東宇和郡野村町大字予子林5726番 2 から 同大字5736番 2 まで	旧	7.2 ~ 13.4	0.056	
			新	12.3 ~ 65.0	0.052	
"	"	東宇和郡野村町大字予子林5736番 3 から 同大字5736番 3 まで	旧	5.3 ~ 11.8	0.032	
			新	5.3 ~ 11.8 12.7 ~ 14.6	0.032 0.027	
"	"	東宇和郡野村町大字予子林5736番 3 から 同大字5732番地先まで	旧	4.8 ~ 13.7	0.090	
			新	15.3 ~ 24.1	0.090	

○愛媛県告示第1160号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	東宇和郡野村町大字予子林5697番 4 から 同大字5736番 2 まで	平成15年 5月16日

○愛媛県告示第1161号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
15松局建（開）第 5 号 平成15年 4月28日	温泉郡重信町大字牛渕字牛頭守660番 2 及び660番 3	伊予郡松前町大字西古泉 9 番地 山 内 政 吾
15松局伊土換（開）第 5 号 平成15年 5月 1 日	伊予市市場字満守甲499番 7 及び甲500番 3	伊予市稲荷1499番地 倉 田 重 則

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年 5月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県インターネット回線専用サービスの調達
- (2) 調達役務名及び数量
インターネット回線専用サービス 一式
- (3) 調達役務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 調達開始日

平成15年 7月27日

- (5) 調達回線終端装置設置場所

愛媛県庁

- (6) 入札方法

入札金額は、当該調達役務の月額料金の額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する第一種電気通信事業者又は第二種電気通信事業者のうち、営業種別「その他」について知事の審査を受け、平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 調達開始日までに確実に調達できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部管理局情報政策課ネットワーク運営係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話（089）941-2111 内線2289

- (2) 入札書の受領期限

平成15年 6月26日（木）午後 2 時

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成15年 6月26日（木）午後 2 時

愛媛県庁第二別館 5 階第 5 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した役務を調達できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

否（愛媛県会計規則第 149 条第 2 項第 5 号該当）

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を調達できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the line service to be rendered:

Leased Circuit Service for the Internet , 1 set

- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 26 June 2003

- (3) For further information , please contact :

Network Management Section , Information Policy Division , Administrative Subdepartment , Planning and Information Department , Ehime Prefectural Government , 4-4-2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790-8570 Japan

TEL 089-941-2111 Ext 2289

任 免 辞 令

○任免辞令

5月1日

井 上 和 美

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（二）1 級を命ずる

技師を命ずる

宇和島地方局勤務を命ずる

河 村 友 紀

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（三）2 級を命ずる

技師を命ずる

西条地方局勤務を命ずる